



梨歯発第207号

令和2年7月15日

会 員 各 位

山 梨 県 歯 科 医 師 会
感 染 症 対 策 本 部

**『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)』
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について (第12報)**

平素より本会の会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業は『「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象とされています。感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象とする』とされています。

この中で『感染予防に係る費用以外にも、幅広く医療の提供体制確保に要する費用が対象』とあり、支援の対象が不明確な状態であることから、県に具体的な事例を問い合わせ、回答を得ましたのでご報告いたします。院内の様々な設備や備品など幅広く対象となるようですが、この機会に「外来環」の施設基準となるAEDや口腔外バキューム装置、また、「口腔機能低下症」の診断に用いるパタカラ測定器・舌圧計・咀嚼能力測定器の整備などもご検討頂けると幸いです。

対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。申請には来年3月までの猶予がありますので、具体例など参考にしながら会員の先生方にはできれば満額の100万円を申請して頂きたいと考えています。

なお、申請は山梨県国民健康保険団体連合会にオンラインでの申請・支払いを想定しているようですが、今月末には県より要領が出されると思います。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援事業における対象経費(例示)

物品の購入	対象	対象外	対象となるための条件があればその条件等
マスク	○		感染拡大防止対策や診療体制確保のためのものであること
グローブ	○		〃
エプロン	○		〃
ゴーグル	○		〃
フェイスシールド	○		〃
感染防護衣	○		〃
白衣	○		〃
スリッパ	○		〃
消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等	○		〃
滅菌器	○		〃
高圧蒸気滅菌器	○		〃
超音波洗浄器	○		〃
ガス滅菌器	○		〃
タービン滅菌器	○		〃
歯科用器具自動洗浄器	○		〃
滅菌バッグ	○		〃
検温機器	○		〃
タービン・スケーラー等の歯科用ハンドピース	○		〃
歯科用ハンドピースメンテナンス装置	○		〃
ラバーダム	○		〃
口腔内バキューム	○		〃
自動掃除機	○		〃
洗濯機・乾燥機(診療衣等洗濯のための)	○		〃
椅子(待合室の間隔を維持するため)	○		〃
オンライン診療用のパソコン・周辺機器(感染防止のためのオンライン診療の推進)	○		〃
往診用車両(購入・維持整備費を含む。)	○		〃
CR充填用重合機用のビニール袋	○		〃
使い捨て紙コップ・紙エプロン	○		〃
診療前の洗口のための洗口薬	○		〃
コロナウイルス感染症の重症化に深く関与する口腔機能の低下を評価する診断機器	○		〃
パタカラ測定器・舌圧計・咀嚼能力測定器	○		〃
設備・施設の整備	対象	対象外	対象となるための条件があればその条件等
ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブラインド等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更に必要な設備(受付・待合室・診療室)	○		〃
空気清浄機・換気扇の設置・増設	○		〃
エアコンのクリーニング	○		〃
口腔外バキュームの設置	○		〃
屋外待機駐車場の設置・整備	○		〃
患者さんコール無線機の整備	○		〃
整理券発券機の設置	○		〃
自動ドアの設置	○		〃
個室診療室の改修	○		〃
自動洗浄トイレの設置	○		〃
自動手指洗浄消毒器の設置	○		〃
歯科用ユニット(除菌装置内蔵)の設置	○		〃
動線誘導のための床改装工事	○		〃
換気のための網戸工事	○		〃
換気による室温調整のためのエアコン増設工事	○		〃
換気による室温調整のための断熱工事	○		〃
外部委託費	対象	対象外	対象となるための条件があればその条件等
医療廃棄物の処分	○		〃
清掃	○		〃
院内清掃のアルバイト代	○		4月以降、新たに雇った者に限る。

※人件費については、4月以降新たに生じた経費のみが対象となります。

※上記の例示以外についても、補助対象となりますので、疑義があればお問い合わせください。